

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>[第1章～第14章 略]</p> <p><u>第15章 第一種適格電気通信事業者の指定（第24条）</u></p> <p><u>第16章 第二種適格電気通信事業者の指定（第25条）</u></p> <p><u>第17章 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可（第26条）</u></p> <p><u>第18章 基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可（第27条）</u></p> <p>附則</p> <p>第15章 第一種適格電気通信事業者の指定</p> <p><u>第24条 法第108条第1項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。</u></p> <p><u>(1) 法第108条第1項第1号の規定による公表が行われていること。</u></p> <p><u>(2) 法第108条第1項第2号に該当する場合には次のア及びイに適合していること。</u></p> <p><u>ア 施行規則第40条の4の3第1項に基づき接続約款が定められていること。</u></p> <p><u>イ アで定められた接続約款が、施行規則第40条の4の3第2項に基づき公表されていること。</u></p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第14章 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第15章 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可（第24条）</u></p> <p><u>第16章 基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可（第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>[新設]</p>

<p>(3) <u>法第108条第1項第3号の規定による基準に適合していること。</u></p> <p>第16章 <u>第二種適格電気通信事業者の指定</u></p> <p>第25条 <u>法第110条の3第1項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。</u></p> <p>(1) <u>法第110条の3第1項第1号による公表が行われていること。</u></p> <p>(2) <u>施行規則第40条の4の5第1項の申請書及び同項各号に掲げる書類に記載された事項が適正かつ明確であること。</u></p> <p>(3) <u>法第110条の3第1項第2号を満たすこと。</u></p> <p>第17章 <u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可</u></p> <p>第26条 [略]</p> <p>第18章 <u>基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可</u></p> <p>第27条 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>第15章 [同左]</p> <p>第24条 [同左]</p> <p>第16章 [同左]</p> <p>第25条 [同左]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。